



自然環境



福祉行政



農業振興



教育文化



残していきたい「宝物」がいっぱいあるから

「ふるさと納税制度」

皆さんの思いを大切に、村づくりに生かしていきます

ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度とは、皆さんからふるさとへ贈る寄付金です。

「生まれ育った故郷」「ゆかりのあるまち」「思い出のまち」などに、「寄付」というかたちで応援いただくと、あなたが現在住んでいる市区町村で支払う住民税などが軽減されるという仕組みです。この制度は、平成20年1月1日以降の寄付金から対象となります。

どのように生かされるの

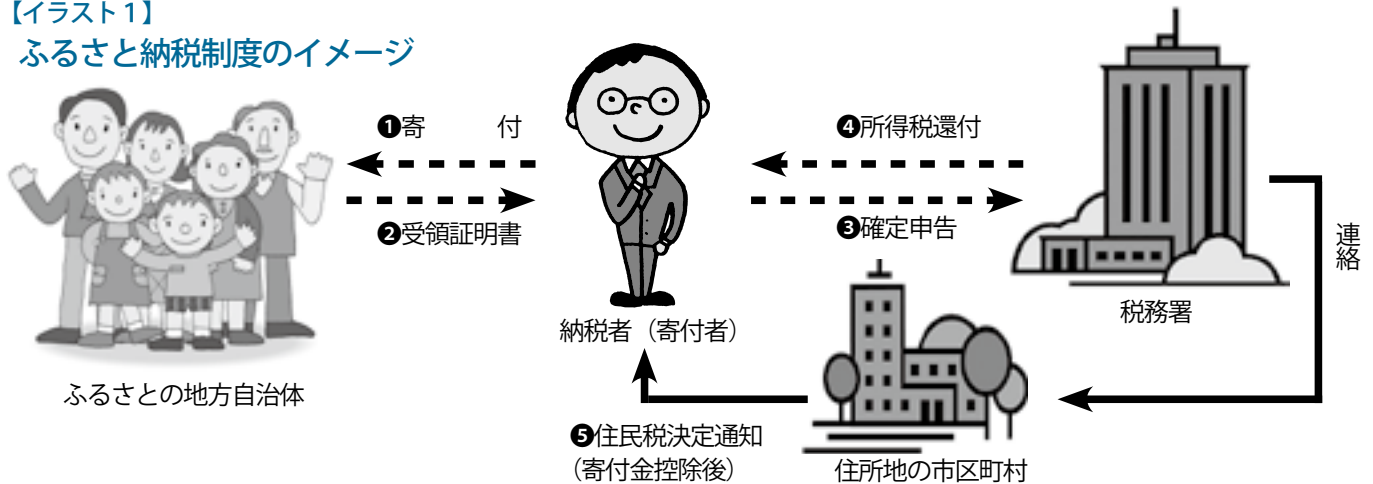
皆さんからいただいた寄付金は、九戸村自立への計画「小さくてもキラリと輝く村づくりをめざして」を具体化するために生かされます。項目は、次代を担う子どもたちの健やかな成長や人材の育成を中心に、①自然を大切にしたい住みよい村づくり②健康と幸せを誇れる村づくり③環境と共生した活力のある村づくり④人と文化を育む村づくりの4区分で、詳しくは表1のとおりです。

【表1】

区分	主な内容
1 自然を大切にしたい住みよい村づくり	①折爪岳や森林公園、水芭蕉公園など自然ふれあい施設の整備 ②快適な生活環境と瀬月内川の水質に配慮した下水道の整備 ③1.5車線化など自然にやさしい生活道の整備
2 健康と幸せを誇れる村づくり	①各種健診や保健指導など健康づくり事業の充実 ②保育料の大幅な軽減や高校卒業までの医療費無料化の実施 ③独自の老人医療費助成や介護保険施設など福祉の充実
3 環境と共生した活力のある村づくり	①環境と共生する農林業の振興 ②商店街の機能向上など商業の振興 ③地場産業の振興や企業誘致の積極的な推進
4 人と文化を育む村づくり	①学校教育の充実 ②生涯学習や芸術文化、スポーツ、伝統芸能保存活動の充実 ③国際交流や独自の青少年海外派遣研修など人材育成の推進

【イラスト1】

ふるさと納税制度のイメージ



【説明1】 税額の控除を受けよう

【所得税分】

{ 寄付金額 (ただし、その年の総所得金額等の 40%相当額まで) - 2,000 円 } × 限界税率

※所得税の場合、源泉徴収されるサラリーマンの方などは、いったん支払った所得税の還付を受けるため、確定申告をする必要があります。自営業の方などは、確定申告により税額控除した分の納税を行います。

【住民税分】

次の①と②の合計額を税額控除します。

① (寄付金額 - 2,000 円) × 10%

② (寄付金額 - 2,000 円) × (90% - 限界税率)

※②の額については、個人住民税所得割の額の1割が限度。

※住民税(①及び②)については、確定申告を行う方は手続きが不要です。確定申告を行わない方は、寄付をした旨の証明書をお住まいの自治体に届けて住民税の申告を行うことにより、本来支払うべき住民税が税額控除されて通知されます。

【例】

給与収入 700 万円で、夫婦子 2 人の方が 4 万円を寄付した場合

■この方の住民税所得割額 293,500 円

① 寄付金 40,000 円のうち、2,000 円を引いた残り 38,000 円が控除対象となります。

② 所得税の寄付金控除(所得控除)で、
38,000 円 × 10% (この方に適用される所得税の最高税率)
= 3,800 円の税額が軽減されます。

③ 住民税の寄付金控除(税額控除)で、残りの 34,200 円の税額が軽減されます。

④ ②と③を合わせて、38,000 円の税額が軽減されます。

※所得等により金額は変更しますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

なお、寄付される方は具体的に事業を指定することもできませんので、お申し込みの際にお知らせください。

ふるさと納税(寄付)の手続き

イメージはイラスト1のとおりです。

① 寄付：最初に寄付をしたい地方自治体(市町村や都道府県)に申し込みが必要です。「寄付申込書」は役場窓口にて用意してありますが、遠方の方などへは、はがきや電話、ファックスなどでご連絡いただければ郵

送します。また、村ホームページ(<http://www.will.kunohi.wate.jp>)からも入手できますのでご利用ください。

納入方法は、①役場から送付される「納入通知書」で最寄りの銀行、農協などから納める方法②現金書留で納入する方法③役場に直接納めていただく方法④の3通りです。

なお、納入通知書は寄付申込書で金額や払い込み方法などを確認の上、後日郵送します。※送金料は納入者負担となります。

② 受領証明書：振り込みの確認後、

寄付は2千円から対象

県や村などに、2千円を超える寄付を行った場合は、2千円を超える部分については、個人住民税の所得割のおおむね1割を上限として、翌年度に課税される個人住民税から税額控除されます。ただし、自身の住民税の額に応じて負担率を最小に抑えられる額がありますので、その概要をお伝えします。(説明1・表2)

■住民税の1割程度は控除率が高い
住民税の1割程度までは、確定申告を行うことで、2千円を差し引いた金額が控除されます。(税額控除)

■所得税は40%相当額まで対象
住民税(所得割)の1割程度を超えた分については、住民税の寄付金控除が総所得金額等の30%まで、所得税は40%までが、控除を受けることができます。

③ 確定申告：税の軽減を受けるためには、お住まいの市区町村の窓口、税務署などで確定申告(2月中旬から3月中旬)をする必要があります。

確定申告の際には、寄付受領証明書の提示が必要となりますので、大切に保管してください。

④ 所得税の還付が受けられます。

⑤ 住民税の控除が受けられます。

「寄付金受領証明書」をお送りします。